

四日市市農委規程第 1 号

四日市市農業委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 7 年 2 月 2 7 日

四日市市農業委員会

会長 豊 田 忠 篤

四日市市農業委員会規程の一部を改正する規程

四日市市農業委員会規程（昭和 3 2 年農委規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

改正後											
別表（第 6 条関係）											
種類	名称	寸法（ミリメートル）	ひな形（別掲）	書体	使用区分	管守する課等					
（略）											
職印	四日市市農業委員会事務局長之印	方 21	5	れい書	事務局長名をもつてする一般文書	農業委員会事務局					
1 から 4 まで （略）											
5											
<table border="1"><tr><td>務 業 四</td></tr><tr><td>局 委 日</td></tr><tr><td>長 員 市</td></tr><tr><td>之 会 市</td></tr><tr><td>印 事 農</td></tr></table>							務 業 四	局 委 日	長 員 市	之 会 市	印 事 農
務 業 四											
局 委 日											
長 員 市											
之 会 市											
印 事 農											

改正前

別表（第6条関係）

種類	名称	寸法（ミリメートル）	ひな形（別掲）	書体	使用区分	管守する課等
（略）						

1 から 4 まで （略）

附 則

この規程は、令和7年2月28日から施行する。

（農業委員会事務局）